

○「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋）

① 残された「岩盤規制」の改革

経済社会情勢の変化の中で民間が創意工夫を発揮する上での障害となってきたにもかかわらず永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」について、国家戦略特区による規制・制度改革の突破口を開く。

具体的には、当面、例えば以下を重点的に取り組むべき分野・事項として、規制改革事項の追加や深掘りに加え、必要な指定区域の追加や、改革事項を活用した具体的事業の「可視化」などについて、一層の加速的推進を図る。

- ・幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進
- ・公共施設等運営権方式の活用等による「インバウンド」の推進
- ・幅広い分野における「シェアリングエコノミー」の推進
- ・幅広い分野における事業主体間の「イコールフットイング」の実現
- ・特にグローバル・新規企業等における「多様な働き方」の推進
- ・地方創生に寄与する「第一次産業」や「観光」分野等の改革 など

○第23回特区諮問会議（平成28年9月9日）有識者議員提出資料（抜粋）

2、残された岩盤規制改革の断行（「重点6分野」の推進）について

- ・ 前回の諮問会議でも述べた通り、重点6分野ごとの「センターピン・プロジェクト」（象徴となる規制改革事項）を直ちに選定し、可能な限り年内までに、これらの実現の目途を立てる必要がある。このため、諮問会議を高い頻度で開催し、関係自治体や事業者も積極的に参加させつつ、重点的・集中的に、当該プロジェクトの実現に向けた審議を進めるべきである。
- ・ 現段階で考えられる、重点6分野ごとの「センターピンプロジェクト」の例は、以下のとおり（あくまで例示であり、今後追加・変更等があり得る）。

- ① 各種専門分野における「外国人材」の受入れ促進
 - … 農業人材、クールジャパン人材など
- ② 各種インフラの「コンセッション」推進等も含めた「インバウンド」の推進
 - … 空港・港湾等のPFI推進や、クルーズ船に係る入管手続の迅速化など
- ③ 各分野での「シェアリングエコノミー」の推進
 - … 人材面を含む観光・医療・教育分野等の各種マッチングの推進など
- ④ 医療・福祉・教育分野等での「官民のイコールフットイング」の徹底
 - … 株式会社立の各種施設の参入促進など
- ⑤ 「多様な働き方」の推進
 - … 霞が関（国家公務員）や地方公務員の「働き方改革」の推進
- ⑥ 地方創生に寄与する「一次産業」や「観光」分野での改革推進
 - … 林業・漁業関係、農業人材（前掲）、農地転用関係、獣医学部の新設など

(待機児童への対応など、持続可能な社会保障システムの構築)

⑤ 地域の実情に即した待機児童対策

- ・ 都市部を中心に、待機児童を速やかに解消することが求められる中で、本年3月28日に厚生労働省が取りまとめた「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」及び「ニッポン一億総活躍プラン」の内容及びその実施状況も踏まえつつ、必要に応じ、地域の実情や要望に即した待機児童対策を検討し、速やかに結論を得る。
- ・ その際の具体的な検討対象には、あくまで保育の質を低下させないことを前提に、国家戦略特区の活用も含め、例えば、保育士をサポートする保育士以外の保育の担い手の活用、情報公開や第三者評価の推進等を含むものとする。

⑥ 小規模認可保育所に対するバリアフリー条例の適合免除の明確化

- ・ 待機児童対策として小規模認可保育所の設置を促進するため、共同住宅の用途変更による小規模認可保育所の設置について、東京都が、バリアフリー法に基づく「東京都建築物バリアフリー条例第14条」に係る具体的運用として、小規模認可保育所については、基準を満たさなくても円滑に利用できる旨を通知により明確化できるよう、国においても、小規模認可保育所について同法の建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けていない旨を明確化した上で、子どもも含めた生活者の自立した生活の確保といった同法の趣旨を踏まえ、小規模認可保育所において利用する者が想定されない設備等に関する規制を求めないなど、合理的な運用を促すための所要の措置を速やかに講ずる。

⑦ 「医療的ケア児」への義務教育のための看護に関する新たな仕組みの構築

- ・ 日常生活の中で痰の吸引や経管栄養等の「医療的ケア」を必要とする子どもが急増する中で、こうした、いわゆる「医療的ケア児」が義務教育を十分に受けられる機会を保障するため、現在の訪問看護の見直しを含め、学校や通学時等の居宅以外の場所での看護が可能となるよう検討し、速やかに結論を得る。
- ・ その際、財源の在り方や財政制約も十分考慮した上で、関係各省の既存の施策とも密接に連携を図るものとする。

(観光客も含めた外国人材の受入れによる地方創生の推進)

⑨ 農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解禁

- ・ 訪日外国人を含めた観光客の増加に対応し、地方創生を推進するためにも、農家民宿など、受け入れ側の地域(着地)における意欲のある宿泊事業者等が、当該地域の固有の資源をいかした「地域限定」の旅行商品を企画・提供していくことが重要である。
- ・ このため、宿泊事業者等によるこうした「着地型旅行商品」の取扱いが広がるよう、旅行業法(昭和27年法律第239号)上の必置資格である旅行業務取扱管理者について、試験の簡素化等の見直しを、国家戦略特区での要望も踏まえて検討し、所要の措置を講ずる。

⑩ 幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進

- ・ 国家戦略特区における「外国人材」の受入れについては、昨年7月の国家戦略特別区域法改正法に盛り込んだ「家事支援人材」や「創業人材」に係る特例措置に基づき、同年内に、それぞれ神奈川県、東京都、福岡市の事業が認定されており、また、本年3月に国会に提出し、5月に成立した同法改正法には、「クールジャパン人材」の専門的知識・技術の習得やそれに基づいた就労の機会の充実を図る具体的な方策について、本法案施行後1年以内を目途として早急に検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずる旨の規定を盛り込んだ。
- ・ また、「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」(平成28年3月2日国家戦略特別区域諮問会議とりまとめ)においては、「農業の担い手となる外国人材の就労解禁」についても、関係省庁で連携して検討を進め、可能な限り早期に結論を得ることとしている。
- ・ 関連産業の活性化やインバウンド対応を促すため、上記の各種外国人材はもとより、国家戦略特区において受入れられるべき幅広い外国人材について、地方自治体や民間からの提案等に基づき、受入れに係る必要な検討を進めていく。
- ・ さらに、「家事支援外国人材の受入れ」については、具体的ニーズが大きい東京都において、神奈川県等の実施状況も踏まえ、事業の実施を積極的に検討し、速やかに結論を得る。【再掲】